

選挙運動事務員等届出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届出をします。

令和8年4月 12日

能代市長選挙 候補者 **能代二郎**

能代市選挙管理委員会 委員長 山田 進様

記

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
公正守里	北秋田市綴子字△△45番地	36	女	車上運動員	令和8年4月12日から 令和8年4月18日まで	
明井選手	能代市〇〇町6番7号	32	女	事務員	令和8年4月12日から 令和8年4月18日まで	
					令和8年4月 日から 令和8年4月 日まで	
					令和8年4月 日から 令和8年4月 日まで	
					令和8年4月 日から 令和8年4月 日まで	
					令和8年4月 日から 令和8年4月 日まで	
					令和8年4月 日から 令和8年4月 日まで	
					令和8年4月 日から 令和8年4月 日まで	

(備考)

- 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出の場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。